

令和7年3月退職予定の皆様へ



## 退職に伴う自動車保険・各種損害保険の 今後のお取り扱いについてのご案内

退職後も現職同様に団体扱の割引率が適用されます！

(団体割引 自動車保険:10%～17.5%※、傷害保険:20% 適用 令和7年4月1日現在)

※ 保険会社により異なります。詳しくは下記「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。上記割引率は変更になる可能性があります。

### 1. 各種保険にご加入されている方

退職に伴い令和7年4月より保険料を給与から控除することができなくなります。

つきましては、下表のとおりお手続きをお願いいたします。

※ ご連絡いただいた方から順次、ご対応させて頂きます。

※ 手続きが遅れますと、その間の保険が適用にならない場合もございますので、ご注意ください。

満期後の更新手続きにつきましては、更新時期になりましたら別途ご案内申し上げます。

保険種類	お手続き方法
自動車保険 火災保険	《退職者団体扱に変更》… 年一括払いのみ 自動車保険につきましては、振興会保険コーナー・団体扱いでご契約された代理店(♦注1)へご連絡をお願いいたします。
団体傷害保険 団体総合生活保険	《退職者団体扱に変更》… 年一括払いのみ 退職する旨を振興会保険コーナーまでご連絡ください。 月払いの方は、保険料残金を一括お振込ください。
かもめ所得補償保険	《加入している方》 ① ご加入の方は、保険料引き去りが2ヶ月遅れのため、満期日(6月1日)までの保険料残金が必要になります。 ② 退職後の更新はできません。
公務員賠償責任保険	《加入している方》 手続き不要です。
積立保険	《一般個人扱に変更》 ① 退職する旨を振興会保険コーナーまでご連絡ください。 ② 保険料残金を一括お振込のご案内をいたします。 ③ 更新時には一般扱で、代理店からご案内いたします。

(♦注1)ご加入の保険代理店・自動車販売店(ディーラー)等

### 2. 各種保険未加入の方

現在、当会の自動車保険・火災保険に未加入の方でも、退職後、新たにご加入いただくことができます。

団体扱一括払いにより、割引率が適用され大変お得です。

現在加入されている保険会社の無事故等級も継承できます。

ご加入を希望する方は、下記「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】

振興会保険コーナー

電話 045-681-1803 FAX 045-681-1806